

令和8年 富士見町 条例

第 24 号

富士見町行政手続条例の一部を改正する条例を
ここに公布する。

令和8年10月2日

富士見町長 渡 辺 葉

Mayor of Fujimi Town

富士見町行政手続条例の一部を改正する条例

富士見町行政手続条例（平成8年富士見町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該町長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を富士見町公告式条例(昭和30年富士見町条例第1号)に基づき町の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

- 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を町の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用して不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を富士見町役場掲示場に掲示し、又は公示事項を町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「第3項後段」を「第4項後段」に改める。

第22条第3項前段中「第3項」の次に「及び第4項」を加え、同項後段中「第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「参加人」と、「」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「「同項第3号」を「、同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

「第4章の2 処分の求め」を「第4章の2 処分等の求め」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。